

店舗外で弁当類の販売をお考えの皆様へ

テイクアウトの需要が高まる中、店舗外にテント等を設け、弁当類の販売をしたいという相談が増えています。

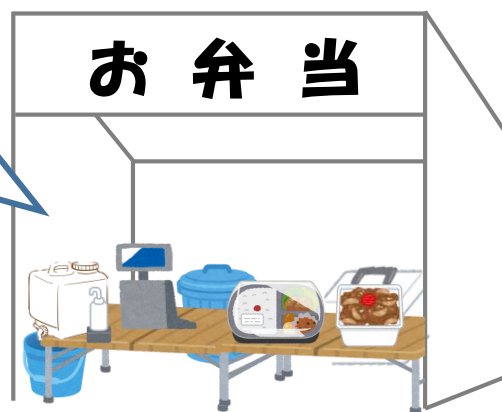
弁当類を屋外に陳列することは、温度管理が難しく、お客様が喫食するまでの時間が長くなることから食中毒のリスクが高まります。



安全性に配慮して弁当類を販売するために

茨城県では、店舗前や駐車場等、屋外で一時的に販売する場合でも、「弁当類販売業」、「イベント開設届」等の届出が必要です。

屋外（駐車場や路上等）で、陳列販売する場合は、届出が必要！



「上記届出」の申請をお考えの方は、保健所にお問い合わせください。

潮来保健所 衛生課 食品係
(0299-66-2116)